日蓄爭議の經過と
吾人の信念
是からが本舞臺

七月二十日に爭議を開始してから既に三旬になります、彼我對陣の中に介在して東京蓄音器商組合選任の調停委員諸君が熱心に調停の労を執られましたが結果は遂に不調に終りました、調停員の努力も私共の誠意もてんから無視してかゝつた社長側の横暴なる態度に憤慨した私共は遂に勘忍袋の緒を切つて吾から進んで調停を辭退しました、此機會に於て今日迄の經過を說き今後に處する私共の態度を表明いたします

一、東京蓄音器商組合の調停

東京蓄音器商組合が調停委員を選任して、調停の申出でをしたのは爭議開始の四日目即ち七月の二十三日であります、罷業の永續に據る業界への影響を憂慮し一日も早く圓滿解決を圖りたいと云ふ趣意の下に調停を申出でたのであります、私共は其申出でに對し先づ第一にあなた方は私共の主張に對しいかなる御見解を抱くかと云ふことを質問しました。即ち利得金の分配を要求することが正しいか正しくないかと云ふことを訊ねたのです、委員諸君は口を揃へて「正しいものである」と答へました、そこで私共は委員に向つて私共の主張に御賛成下されましたからには、その主張の實現に御盡力下さることと思ひます。然して然らば私共は喜んであなた方の御調停に應じますと申しました、當時諸方から私共の耳へは組合の調停の申出でに就いていろいろな噂が傳へられました組合が調停を申出でたのは何で躍るものか變になるものの議論が觸れを見ろ、會社に對して借りだらけの連中ではないか、諸君の利益のために圖るなぞとは片腹痛いとか、或はまた組合の調停は諸君の利益や會社の爲めになされるものではない、自分達の利益のために貸すものであるとか、其他種々な風說が傳はりましたが私共は一向に耳をかしませんでした、たとへ其目的が何であらうとも又個人にいかなる事情があらうとも苟くも東京蓄音器商組合と云ふ團體が選任した委員諸君が業界への影響を憂慮し吾人の主張に贊して圓滿解決のために一肌脫がうと云ふ申出をしてきたのでありますから、私共は喜んで其申出に應じたのであります。

二、第一回の會見

組合の調停の申出に就ては社長側も應諾し社長代理としてアーウホン君が其衝に當ることになりましたので委員諸君は七月二十三日の午後二時に幸ビルの日蓄本社でアーウホン君と會見しました其の第一回の會見に於てア君は委員に向つて次の如く申しました「今回の事件は松村君の陰謀である、松村君は自己の勢力の失墜することを恐れて自分の勢力下にある營業部員のものを煽動して此の騒動を起したものである、しかし運動の精神である利得金の分配と云ふことに就ては自分も社員の主張を肯定する、若しも爭議團の者が松村君と分離するならば自分は喜んで彼等の要求の實現に努力するつもりである」此の言葉は早速委員によつて私共に傳へられました、松村君が今度の運動の主魁であるとか君の野心によつて起されたものであるとか云ふことは、それ迄にも私共は耳にしました、これは全く松村君にとつて氣の毒な說であり、まして元來今度の運動に就ては松村君は第三者の立場に在つて諸君の要求の貫徹するやうに斡旋をしやうと云ふ位の輕い關係にあつた [illegible]

外の事情到底總支配人の職責を全ふし得ずとして辭表を提出されました、それから間もなく此運動が起つた爲めに松村君の辭職はてつきり是に關係あるものと思はれ、これに松村君に對する私怨をさしはさみ或は此機會に於て松村君を蹴下して其の地位を奪取せんと企だて何でもかんでも松村君一人を惡者にするやうな惡宣傳が流布されていましたので私共は同君に對し非常に氣の毒に思つていた際でありますから委員によつて傳へられたア君の言葉を受け松村君と分離して同君に是以上の迷惑をかけぬやうにせねばならぬと考へもした、殊に其當時松村君に對して放たれた會社側の惡罵と云ふものは聞くに堪えざる下劣極まるものでありました、[illegible]罵するものなり、何時かは身にかゝる時あるべしと、淡々として取合ず私共の要求貫徹のために熱心に奔走してくれました、其松村君に對し分離を申出ると云ふことは私情として忍び得ぬ感でありましたが、今の處何でもかんでも松村君一人を惡者にしてゐる會社側のことであり、その會社側が松村君と離れさへすれば要求を容れると申してゐるのでありますから、私共は公義のために私情を捨て意を決して松村君と分離したのであります、其當時私共の胸にはア君が松村君との分離を申出でた眞意が奈邊にあるかと云ふことに就き要求を容れる爲めであると云ふ表面上の理由以外にもつと秘められたる陰謀があると云ふことを察していたのであります、しかしそれはそれとし苟も社長代理たるア君が斷然の言明したる委員に向ひ松村君と分離すれば要求を實現せしむると言明したる以上、ア君は其言葉に對する責任を負はねばならないのでありますから、假令裏面にいかなる詐略があらうとも、それは私共の關知したことではなく、私共はア君の言質一點を捉へて進めばいゝと云ふので申出の如く全く松村君と分離することゝして其旨を委員に通知したのであります。

三、愚弄された調停委員

第二回の會見は二十五日の十時から本社で行はれる筈で組合の委員諸君は定刻に行つたが相手のア君は居るにも不拘約束の時間を無視して會見をせずシビレを切らして會見を申込めば少し待てと少し待てゞ時間を延ばし遂に夕刻五時半頃に到り漸く會見をすることになつた席上に於けるア君の態度たるや聯か當報を蔑にするものあり相不變口を極めて松村君を罵倒することのみ努め調停員の言葉には耳も傾さず何を申出でても取合ないので遂に温厚な委員諸君も聯か色を作して其不當を責めた、翌二十六日委員諸君は爭議團の代表者和田、小西、武藤の三君を組合事務所に招致し二回に亘る會見の顛末を述べ社長代理たるア君があの如き狂氣染た態度では到底今後の調停を續ることが出來ないから茲兩三日の間局を拔き然る後分別をするからそれまで待つてもらいたいと申しました

四、買收と切崩し

松村君は十四日付で辭表を出し十九日に社長が受け入れたが翌日になつて今度は總支配人を解職すると云つてきました、續いて二十五日と二十七日の兩日に亘り爭議團の代表者は揃つて首が飛びました、中に一人總務部で稅務の仕事をしていた高村直藏君の首だけが未だに一つポツネンと殘つています、解雇の理由書は何れも同一で最近の行動に鑑み云々と云ふ文句です、然るにイの一番から其最近の行動なるものに拘はつている高村君には一向におとがめがないのです、總務部と云ふのは日蓄商會の一部門ですが總支配人たり社長代理たるア君にもまた同物の社長たるゲアリー君にも何れも執行するの權限がないやうです、然りとすれば同罪の高村君の首が未だに附いてゐると云ふことも不思議ではありませ [illegible]

分しないと云ふことによつて他の誠首者に對して申渡された理由なるものは全然意味を爲さないことになります。それは後日の問題として兎に角會社では運動の前線にある者を片端から切つてしまへ、そうして彼等の意氣を沮喪せしめ私從の結束を一擧に崩せと云ふ方針でア君を先頭に福崎君や八田君などが謀議を凝して策略をたてました、ア君は社長から運動費を何萬圓とか取つた、そのうちの何千圓が何某の手に渡され幾何か某に渡り其の某がそれをどうしたとか、醜怪な噂さが紛々として傳へられました、私共は其眞僞は知りませんがア君は組合の調停員に對して自分は社長から二万圓を取つた、そのうち一万圓は自分が貰つて自動車を買ふ、殘りの一万圓を運動費に使ふ、既に幾何を誰々にやつたと貰つた人の氏名を明かに云つたそうである、當時ア君は聯か錯亂していた頭なのでその言葉の眞僞は俄に信ずべくもないが其時ア君の口から出た人の其後の行動を見ると全くア君の言葉どうりであるから強ち根據のないことでもないらしい、若しまたア君の言葉なるものが、一面に傳へられているア君一流の宣傳であり策略であるとしたならばア君によつて名前を出された人々は大きな迷惑を蒙つたものと云はねばならない、嘘か眞か兎に角當時に於ける買收運動はそれからそれへと喧傳されたものであつた、私共の耳許には種々なる報告が這入つてきた、誰がどう、彼がどうとまさかと思ふ人達の噂迄が傳へられた、しかし私共は其事に對しては一向無關心であつた、若しも買收運動が事實であつたとしたならば買收者は買收行爲によつて自己の弱點を暴露し被買收者は買收されたことによつて自己の社會的生命の自殺を遂げたことになるのであるからさやうな妖怪がいかに跋扈しやうとも何事も爲し得るものではない、よし爲し得たとしてもそれは一時的に過ぎないと云ふだけのことであつていつかは必ず正義の鐵槌のために粉碎されてしまはなければならない、あれこれと噂が熱心に御注意下された方がありましたが私共は前記の如き見解によつて少しも頓着しなかつたのでありますそれより何より私共の一番注意を怠らなかつたのは罷業の永續が業界に影響を與へ其方面から苦情が起り而して何等かの具體的運動が起つて私共の結束を破るやうな事態を起しはしないかと云ふことを懸念してゐたのであります、既に爭議開始後一週間目の二十六七日頃にはそうした苦情が次第に濃厚になつてきました、東京の日蓄代理店會は會社と私共に宛て、罷業解除の要望書を送つてきました、關西の代理店の間にもそう云ふ氣配があることが傳へられてきました、素より罷業による影響の責任は私共のみの負擔すべきものではありませんが、理屈は別として兎に角業界の意嚮が罷業惡感の際になると云ふことは私共の爲めに對し重大な影響を齎すものとして私共は此方面の氣配に對しては深甚の注意を拂つてゐたのであります

五、調停員の確信

東京の代理店會が罷業解除の要望書を兩者に提出したのは二十七日であります、私共へは中川、ス[illegible]、岡田の三氏がお見えになりましたがそれと引かへにア君の下に行つた岡田、小西の兩氏がやつてきて「今ア君に逢つてきた、先日來からいろいろと努力して解決點を見出すべく努力していたが[illegible]のア君の意見に依れば自分達は結局に於て諸君の要求が容れられると云ふ確信ができた、[illegible]額は五十万から三十万に減つた、然しこの[illegible]が出來るか知れないが自分達の[illegible]では二十万位は出す[illegible]があると思ふ、但し問題はこの金を[illegible]するかである」云々との話をされた、當時兩氏に面接した小西、武藤の兩君も其前日迄は調停者がサジを投げた形にあつたのに[illegible]なくして確信の言葉を聞いたので非常に喜んで小西、岡田兩氏と種々懇談を遂げ兩氏も必ず實現して見せると誓つて別れたのでありました

六、武藤君大阪に拉致さる

斯の如く調停員が確信を傳へ私共も勝利の希望がもたらたと喜んだのも束の間二十八日の午後に至り第四項に掲げた如く委員が總辭職として形を現はしてきたのであります、二十七日頃に上京した京阪神の代理店の九氏が武藤氏を迎へ切に歸阪を勧誘しました、大阪業界のために大阪支店のために支店員のために、何でも武藤氏に歸つてもらはなければならないと云ふのが九氏の云ひ分です（七月二十九日代理店有志の聲明書參照）私共は是に對して次の如く答へました「各位の言ひ分は最もなことです、しかしながら爭議の前線にある委員、特に代表者たる武藤君が今夜直に歸る、歸る目的は支店の閉店にあるとしたら私共に對する武藤君の立場はどうな [illegible]